⑵　前号の弁済と同時に、協定債権者は協定債権の残債権（未払利息、遅延損害金の全額及び弁済金を除く元金）の支払を免除する。
2　弁済の場所・方法
⑴　本協定に基づく弁済は清算人事務所（東京都中央区八重洲一丁目７番15号　大川法律事務所）において行う。ただし、協定債権者が特定の銀行口座への振込送金を求めたときは、その指定口座あてに、協定債権者の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴号の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を求めなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を、東京法務局に供託する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

## 監督命令取消

**平成２０年（再）第５４号**
大阪府岸和田市田治米町737番地
再生債務者　飯室石油こと　飯室　　年
主文　平成20年８月12日にした監督命令を取り消す。
平成21年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（再）第２６号**
大阪市住吉区杉本２丁目32番18号
再生債務者　株式会社大久木材
主文　平成21年３月31日にした監督命令を取り消す。
平成21年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

## 管 理 命 令

**平成２１年（再）第２６号**
大阪市住吉区杉本２丁目32番18号
再生債務者　株式会社大久木材
1　主文　管財人による管理を命ずる。
2　管財人　大阪市中央区南船場４丁目３番11号　大阪豊田ビル２階　弁護士法人御堂筋法律事務所　弁護士　高井　浩一
3　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成21年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生債権の特別調査期間

**平成２０年（再）第５号**
埼玉県入間市宮寺2698番地10
再生債務者　株式会社武蔵野園
特別調査期間　平成21年７月24日から平成21年７月31日まで
平成21年７月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

## 再生債権の一般調査期間

**平成２１年（再）第２６号**
大阪市住吉区杉本２丁目32番18号
再生債務者　株式会社大久木材
一般調査期間　平成21年10月20日から平成21年11月４日まで
平成21年７月14日
大阪地方裁判所第６民事部

## 決議に付する決定及び債権者集会招集

**平成２０年（再）第６９号**
大阪府泉大津市池浦町４丁目２番31号
再生債務者　豊建設工業株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月28日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月12日
平成21年７月14日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生計画認可

**平成２０年（再）第１号**
青森市浪岡大字吉野田字樋田382番地１
再生債務者　株式会社イチタカ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月10日　　青森地方裁判所民事部

**平成２０年（再）第２号**
石川県小松市問屋町12番地
再生債務者　加能菱光コンクリート株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年７月14日　　金沢地方裁判所

**平成２０年（再）第６号**
京都市山科区御陵大津畑町22番地の20
再生債務者　京都莫大小晒染株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月14日
京都地方裁判所第５民事部

**平成２１年（再）第６号**
大阪市城東区蒲生２丁目11番３号小森ビル内
再生債務者　日精エンジニアリング株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年７月15日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生手続終結

**平成１６年（再）第４号**
青森市八重田２丁目２番19号
再生債務者　有限会社ビューティ印刷
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画遂行
平成21年７月10日　　青森地方裁判所民事部

**平成１７年（再）第１号**
広島県福山市津之郷町加屋38番地１
再生債務者　株式会社サンヨーテック
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定の確定から３年経過
平成21年７月13日　広島地方裁判所福山支部

**平成１７年（再）第１号**
高知県香南市赤岡町759番地２
再生債務者　有限会社野島信清商店
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成21年７月14日　　高知地方裁判所民事部

## 再生手続廃止

**平成２０年（再）第３号**
岐阜市下川手57番地５
再生債務者　株式会社ウインズ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続きには、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成21年７月15日　　岐阜地方裁判所

**平成２０年（再）第４号**
岐阜県各務原市鵜沼各務原町１丁目１番地２
再生債務者　株式会社ウイン
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続きには、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成21年７月15日　　岐阜地方裁判所

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２１年（再イ）第２１号**
北海道歌志内市字文珠237番地１
再生債務者　高橋くに子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月３日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月17日から平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

**平成２１年（再イ）第２２号**
北海道芦別市上芦別町94番地の214
再生債務者　今井伸二こと　今井　規夫
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月３日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月17日から平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

**平成２１年（再イ）第２３号**
北海道砂川市西７条南12丁目２番20号
再生債務者　田島　新二
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月３日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月17日から平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係